

株式会社青森銀行、公益財団法人 21 あおもり産業総合支援
センター及び地方独立行政法人青森県産業技術センターの
業務連携・協力に関する協定書

株式会社青森銀行（以下「甲」という。）、公益財団法人 21 あおもり産業総合支援センター（以下「乙」という。）及び地方独立行政法人青森県産業技術センター（以下「丙」という。）は、県内中小企業者等の活性化を図るため、次のとおり基本的事項について協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲、乙及び丙が相互の連携と協力により県内中小企業者等への支援を一層強化し、もって本県産業の活性化及び活力ある地域づくりを実現することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲、乙及び丙は、第1条の目的を達成するため、創業者及び中小企業者等（以下「創業者等」という。）に係る以下の項目について相互に連携し、協力と支援を行う。

- （1）創業・起業支援に関すること
- （2）新事業進出支援に関すること
- （3）新商品・新技術開発支援に関すること
- （4）販路開拓・取引拡大支援に関すること
- （5）その他の支援に関すること

2 前項を推進するため、必要に応じて、連携会議を開催するものとする。

（守秘義務）

第3条 甲、乙及び丙は、既に公知となっている情報を除き、本協定に基づく業務連携において知り得た情報を業務連携上必要な範囲を超えて使用してはならず、相手方の事前の承諾なく第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。

2 甲、乙及び丙は、個別企業の情報及び個人情報を相手方に提供する場合は、各々の責任において、事前に個別企業等から承諾を得るなどの必要な手続きを行うものとする。

3 本協定の有効期限満了後も第1項は効力を有するものとする。

（個人情報等の取扱い）

第4条 甲、乙及び丙は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）その他個人情報の保護に関する各種法令等を遵守し、個人情報を適正に取り扱うものとする。

2 法人の情報については、前項の個人情報に準じて、適正に取り扱うものとする。

（複写及び保管等）

第5条 甲、乙及び丙は、本協定に基づく業務連携において知り得た情報の複写又は複製について、業務連携上必要な範囲で行い、善良な管理者の注意をもって管理し、保管する。

（情報の返還等）

第6条 甲、乙及び丙は、相手方から提供された情報（複写及び複製したものを含む。）に関して返還の請求があった場合は、これを速やかに返還し、又は相手方の指示に従って処分する。

（義務違反）

第7条 甲、乙及び丙は、本協定の義務違反があった場合又は秘密が漏えいするおそれが生じたことを知った場合は、直ちに漏えいの防止に努めるとともに、相手方に報告する。

（損害賠償責任）

第8条 本協定による連携の結果、甲、乙及び丙に何らかの損害が生じた場合であっても、その責は生じないものとする。ただし、故意又は過失により誤った情報を開示した場合及び本協定に違反した場合はこの限りではない。

（費用負担）

第9条 本協定に係る活動に関し、甲、乙及び丙において発生した費用については、甲、乙及び丙それぞれが自ら負担するものとする。

（第三者との協定の締結及び活動の実施）

第10条 本協定は、甲、乙及び丙が第三者と同様な協定を締結すること、又は第2条に定める連携事項を行うことを制約するものではない。

（有効期間）

第11条 本協定の有効期間は、本協定の締結日から平成29年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1ヵ月前までに甲、乙及び丙いずれかより書面にて本協定解消の意思表示があった場合を除き、本協定は1年間延長されるものとし、以後についても同様とする。

（協議解決）

第12条 本協定の内容に疑義が生じた場合又は本協定に定めのない事項は、その都度、誠意をもって協議し解決するものとする。

本協定の締結を証するため本書3通を作成し、甲、乙及び丙の3者が記名押印の上、各自その1通を保管する。

平成28年9月28日

甲 住 所 青森県青森市橋本一丁目9番30号

氏 名 株式会社 青森銀行

取締役頭取



乙 住 所 青森県青森市新町二丁目4番1号 青森県共同ビル7階

氏 名 公益財団法人 21 あおもり産業総合支援センター

理事長



丙 住 所 青森県黒石市田中82番地9

氏 名 地方独立行政法人 青森県産業技術センター

理事長

